

令和4年度大島町が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）

令和4年7月1日

第1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する。

第2 令和4年度の調達方針

1 調達する物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

物品等の調達の推進に係る情報は、町のホームページ等を活用し、障害者就労施設等への情報を提供する。また、障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等に係る情報を収集し、町の各課に対してその情報を提供する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等を調達しようとするときは、前例にとらわれず障害者就労施設等からの調達が可能であるか、発注に先立ち必ず検討するとともに、物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう十分に配慮することとする。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

第3 その他

(1) この方針の策定に関する担当は福祉けんこう課とし、調達の推進にあたっては町の各課の参画により、本方針に定める目的の達成に努めるものとする。

(2) 町の各課は本方針に基づき、物品等の調達の実績について、福祉けんこう課へ年度終了後に報告するものとし、町の各課から報告のあった調達の実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

添付資料

- 1 障害者優先調達推進法
- 2 障害者優先調達推進法施行令（抄）
- 3 地方自治法（抄）
- 4 地方自治法施行令（抄）